

図表 1 経営権と支配権の違い

項目	経営権	支配権
定義	会社を代表し、意思決定を行う権利	会社の所有権に基づき、経営に影響を与える権利
決定権者	経営者（社長・取締役など）	株主（特に大株主）
主な権限	事業計画の策定、日常業務の指揮、従業員の管理	取締役の選任・解任、配当の決定、重要な経営方針の承認
決定範囲	会社の日常的な経営活動	経営方針の決定や監視
法的根拠	会社法・定款・取締役会決議など	会社法・株主総会の決議など
変更の可否	取締役会や株主総会の決議により変更可能	株式の売買や株主総会での議決権行使によって変動
影響力の強さ	経営実務に直接関与するため、日々の運営に強い影響を与える	株式の保有割合によって影響力が変わるため、3分の2は保有したい

（出所）筆者作成

筆者は独自に「ブレンド方式」と称しているが、会社規模などに応じて両者を組み合わせ、自社株評価額を算出している。金融機関の担当者としては、純資産評価方式で取引先のザックリとした自社株評価額を算出してみよう。

一般的に株価を引き下げる

一般的に経営者などの中心的同族株主がいる場合、自社株評価の計算方法には二通りの方式がある。一つが会社の業績により評価する「類似業種比準評価方式」で、もう一つが会社の純資産の大きさにより評価する「純資産評価方式」だ。

一般的に経営者などの中心的同族株主がいる場合、自社株評価額を知る方法を説明したい。

自社株評価額の概算で信頼関係を構築

簿価額と調整後の価格との差がどのくらいあるかがポイントだ。その評価差額（含み益）から37%の法人税等相当額を控除した金額と資本の合計額が純資産評価額になり、これを発行済み株式数で割って計算したものが1株当たりの株価（自社株評価）になる。計算式は、16ページの図表2のとおりだ。専門家につながる、可能であればこのように自社株評価額を概算できると、取引先との関係構築につながるだろう。

次に類似業種比準評価方式では、自社と類似する上場企業の一株あたりの配当金額・利益金額・純資産評価額を基に株価を計算する。手品のタネでいえば、配当・利益・純資産で評価されるため、当然だがこの三つの比率要素が下がれば自社株式評価額も下がることになる。

2

自社株対策に悩む取引先へのアプローチ

中

小企業の経営者にとって、自社株対策はスムーズな相続対策を兼ねた事業承継対策である。金融機関の担当者は、まずはこの点を理解しないと、事業承継計画書も無意味になってしまう。自社株対策を進めるためのアプローチとして、まずは経営者の相続財産を把握したう

そこで金融機関の担当者は、事業承継を考える取引先の経営者に対し、「魔法の言葉」を使ってみてほしい。それは「御社の自社株はおいからですか」という一言だ。筆者の経験上、8割近い経営者からは「その自社株って何。よく分からない」「自社

株の評価額は知らない」といった言葉が返ってくる。事業承継を考える取引先には、まずはこうした切り口から自社株評価に関心を持ってもらう。次のステップは、取引先の経営者が保有している自社株の保有割合が何パーセントかの把握である。金融機関の担当者として決算書を徴求した際には、必ず決算書の別表2を見て株式の保有割合を確認する癖をつけてほしい。

基本的な持株割合は、自社株式の3分の2以上を保有することで、普通決議・特別決議について単独での可決が可能になる。3分の2の保有は不可能という場合でも、せめて2分の1以上の自社株式を持つていれば、取締役・監査役の選任と解任、剰余金の配当、自己株式の取得など、普通決議について単独での可決が可能となる。

自社株式の重要性を知らない経営者は多い。金融機関の担当者にとって、この状況は融資取引や不動産の有効活用ビジネスチャンスになる。そうした意味でも、決算書は情報の詰まった玉手箱ともいえる。

経営権と支配権の違いを理解する